

元離宮二条城撮影等及び写真等の使用に関する要綱

平成11年11月30日決定

平成21年5月1日一部改正

令和2年12月18日一部改正

令和3年12月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、元離宮二条城（以下「二条城」という。）における撮影又は写生（以下「撮影等」という。）に関する事並びに京都市が所有し元離宮二条城事務所（以下「二条城事務所」という。）が管理している写真又は写真原板等の使用の許可及び二条城が被写体となっている写真等の使用（以下「写真等の使用」という。）の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱の適用範囲)

第2条 この要綱で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。ただし、二条城の管理又は運営に支障が生じるものは、この要綱を適用しない。

(1) 二条城事務所の管理区域内におけるアからオまでに定める撮影

ア 写真撮影

イ ビデオ撮影

ウ 映画撮影

エ テレビ撮影

オ アからエまでのほか、二条城における撮影行為

(2) 二条城事務所の管理区域内における写生

(3) 京都市が所有し二条城事務所が管理している写真又は写真原板等の使用

(4) 二条城が被写体となっている写真等の使用

(撮影等及び写真等の使用の申請)

第3条 撮影等及び写真等の使用を行う場合は、撮影等及び写真等の使用許可申請書（第1号様式）によって、撮影等及び写真等の使用を行う10日前までに、元離宮二条城事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、観覧を目的として入城するものが記念撮影等を行う場合及び二条城ホームページで公開されている写真の使用を除くものとする。

(撮影等及び写真等の使用の許可)

第4条 撮影等及び写真等の使用は、次の各号に掲げる場合を除き、許可するものとする。

(1) 二の丸御殿内又は本丸御殿内における撮影等。ただし、所長が特に必要と認められる場合を除く。

(2) 好ましくない用途に供するため撮影等及び写真等の使用が行われると認められる場合

(3) その他撮影等及び写真等の使用を許可することが適当でない認められる場合
(決定)

第5条 所長は、第3条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を受理した日の翌日から起算して10日以内に許可する又はしない旨の決定をしなければならない。

2 所長は、前項の規定により、第4条に係る許可をする旨の決定をしたときは、撮影等及び写真等の使用許可書(第2号様式)を遅滞なく申請者に交付するものとする。

この場合において、必要に応じて許可の条件を付すことがある。

3 所長は、第1項の規定により許可しない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨及びその理由を申請者に通知する。

(撮影等及び写真等の使用時の遵守事項)

第6条 第5条の規定により、撮影等及び写真等の使用の許可決定を受けた場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 画像データ、写真、写真原板、撮影映像又は映像データ等(以下、「画像データ等」という。)について、公序良俗に反する又は二条城の価値や品位を傷つける使用を行わないこと。

(2) 画像データ等の加工を行う場合(切り抜きや色彩の変更等も含む)、二条城事務所と使用前に協議の上、承認を得ること。

(3) 京都市が所有し二条城事務所が管理している映像データ等を使用する場合は、必要に応じて、所定のクレジットを記載すること。

(4) 使用後、印刷物や映像データ等の成果品を2部提出すること。

(5) 貸出した画像データ等のCD等は、使用後、速やかに返却するとともに、保管している画像データ等は、速やかに廃棄すること。

2 前項各号に定める事項に違反していると認められる場合、所長は、第5条第2項による許可の決定を取り消すことができる。

3 所長は、前項の規定により許可の決定を取り消したときは、次の措置を取ることができる。

(1) 撮影等の中止を求めること。

(2) 画像データ等の使用停止を求めること。

(3) 保管又は作成している画像データ等の破棄を求めること。

(4) その他、必要と認められる措置。

(無許可での撮影等及び写真等の使用の禁止)

第7条 第5条の規定による許可決定を得ることなく、撮影等及び写真等の使用をしてはならない。

2 所長は、前項に定める撮影等及び写真等の使用が行われていると認める場合の措置については、前条第3項を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 次の各号に掲げる規程は廃止する。

(1) 元離宮二条城写真撮影等に関する基準（平成6年8月29日制定）

(2) 元離宮二条城写真撮影等に関する基準運用要綱（平成6年8月29日制定）

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。